

## NPOの発展なくして地域社会の発展なし

—宇都宮大学で考える—

開倫塾

塾長 林 明夫

Q：宇都宮大学で行われたNPOのプレゼンテーションの審査に参加したそうですね。

A：(林明夫。以下略)公益社団法人 栃木県経済同友会では、毎年、社会貢献活動支援助成として、NPOの表彰をしています。社会貢献活動推進委員会が担当しています。2016年度は第10回目として、書面での一次審査会(約3時間)に続いて、6月18日(土)に宇都宮大学学生会館多目的ホールをお借りして、15団体が各々15分ずつの二次プレゼンテーション審査(活動内容発表会)を行いました。その後、認定証贈呈式および意見交換会が行われました。一次審査では12名、二次審査では20名が当たりました。2016年度の第10回目は、奨励賞を含め20団体が表彰され、2万円～10万円の助成を受けました。

Q：経済同友会のような経済団体が10年もの長きにわたってNPOの支援助成をするのはなぜですか。

A：NPO(非営利法人)が設立目的に沿って活動することは、地域社会の発展のために必要不可欠だからです。

私は、「NPOの発展なくして地域社会の発展なし」と確信します。たとえ少額の助成金でも、地域の経済団体の一つである公益社団法人 栃木県経済同友会がNPOの活動に着目して、書面とプレゼンの審査の上、NPOを表彰することは、地域のNPOの活動の支援になると私は考えます。

Q：今年は、どのようなNPOが助成を受けたのですか。

A：(1)「なつかしの童謡会・おやま」(小山市)

\* 童謡・唱歌の学習を通して、福祉施設等を訪問

(2)「みらい・ともに・すすむ」(宇都宮市)

\* 栃木県内、被災地の障がい児・者支援

(3)「花水木の会」(矢板市)

\* 発達障害の子どもとその家庭の支援

(4)「キャロットの会」(小山市)

\* 未就園児とその保護者を対象にひろばを設ける

(5)「マジック小山」(小山市)

\* マジックを実演することにより、アウトリーチ活動に貢献

(6)「大平ウィルチェアダンス研究会」(栃木市)

\* 車いすのダンスを通して、心身に障がいを持った方や高齢者の方々に音楽やリズムに合わせて身体を動かす楽しさを味わってもらい、健康維持増進を図る

- (7) 「特定非営利法人生涯発達研究所」(壬生町)
- \* 「発達障害」とよばれる子どもの優れた素質・才能を見出し、育て生かす活動を行政や地域住民と行う
- (8) 「ビレッジ収穫祭実行委員会」(栃木市)
- \* 体験農園広場を活用し、高齢者や障がい児・者と地域住民が交流、共生によるまちづくりを推進
- (9) 「認定特定非営利活動法人 もうひとつの美術館」(那珂川町)
- \* 廃校(小学校)を活用して、障がいの有無・専門家であるなしに関係ない芸術活動支援を通して、創造的で多様な価値観を持ち支え合う社会の実現を目指す
- (10) 「学びの映像舎」(宇都宮市)
- \* 「学びを映像で、映像を学びの世界に」。子育て、福祉施設や団体と連携し、役に立つ映像情報を提供
- (11) 「食事サービスさくら草」(宇都宮市)
- \* 在宅生活を送っている高齢者・障がい者の方を食の面から支援、地域の助け合いの輪を広げる
- (12) 「子育て応援サークル こっころ」(宇都宮市)
- \* 転勤や人見知りなどで孤立しがちなママや親子の居場所づくり
- (13) 「とちぎ思春期研究会」(下野市)
- \* 思春期ピア・カウンセラーの養成と、ピア・カウンセリング手法による性＝生の健康教育の推進
- (14) 「横川地区こどもとふれあう会」(宇都宮市)
- \* 子どもや高齢者の居場所づくり、防犯活動、美化活動、スポーツ・リフレッシュ体操
- (15) 「みんなだれかの、仲良しの世界」(真岡市)
- \* いじめ、虐待、施設で暮らす子ども、進路相談、地域児童館の設置、発達障がい者支援、親のサポート
- (16) 「特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい大地」(小山市)
- (17) 「特定非営利法人 中・高齢者を愉しむたまたまて箱の会」(大田原市)
- (18) 「ちゃりんこクラブ(子育てサークル)」(宇都宮市)
- (19) 「NPO法人グループたすけあいエプロン」(高根沢町・さくら市)
- (20) 「スタードリーム」(宇都宮市)

Q：社会の発展におけるNPOの役割は何ですか。

A：(1)NPOにはいろいろな役割があると考えます。最も大きな役割は、税金を用いて行う行政サービスとして今まで行われていない社会的課題について、地域社会の皆様の理解を得、行政ともコラボしながら解決を図ることではないかと考えます。

(2)政治とは限られた税金(税収)の配分を決めること、行政とは政治が決めたことを実行に移すことと考えます。税金で解決すべき社会的課題であれば行政が中心になって行い、NPOはそれを支えることが、社会発展のためには大切と考えます。

(3)社会的課題の解決がNPOの使命と考えます。営利を目的とした株式会社のような営利組織

であっても、営利活動の結果出た利益を配当という形で株主に還元せず、社会の課題解決に用いているのであれば、非営利企業に近いのではないかと考えます。

(4) そうであるならば、利益を株主に還元しない企業が今後目指すべきは、社会的課題の解決を目指す「社会的企業」かもしれません。

**Q：学習塾、予備校、私立学校の経営幹部の先生方をお願いしたいことは何ですか。**

A：(1) 子どもたちに NPO 活動の実態を少しずつでも紹介していただきたいということです。

(2) 今、アメリカでは、20 から 35 歳のミレニアル世代(M 世代)とよばれる若年層の世代には、自分のことだけではなく他人や社会のことにも目を向け、社会的課題の解決、よりよい社会・世界の実現に向けた活動を仕事を通して、また、ボランティアとして行う人々が激増しています。

(3) 日本でも、貧困世帯の学習指導支援のために東大・慶大・一橋大の大学生・大学院生や一流企業の若手社会人が夜間や休日などを利用して無料でボランティア活動をしている「キッズ・ドア」のような NPO が注目を浴びるようになりました。

(4) 学習塾や予備校、私立学校でも本業に関連した NPO や NGO を自ら立ち上げ、活動の主体 (Actor アクター) となったり、NPO や NGO を全面的に支援することをお勧めしたく、また、お願いしたく存じます。

**Q：最後に一言どうぞ。**

A：今月も、お読みになればお役に立つ本を何冊か御紹介いたします。

(1) 井筒俊彦著「イスラム文化—その根底にあるもの—」岩波文庫、岩波書店 1991 年 6 月 17 日刊で是非、イスラム理解を。イスラム世界の理解なくして、世界の理解はありません。井筒先生は、「意識と本質—精神的東洋を求めて—」岩波文庫 1991 年 8 月 8 日刊の著者でもあります。是非、併読を。

(2) カント著「永遠平和のために」ワイド版岩波文庫、岩波書店 2005 年 11 月 16 日刊と、小林直樹著「暴力の人間学的考察」岩波書店 2011 年 3 月 30 日刊で、この 8 月は平和と暴力について是非お考えください。

(3) 憲法改正が話題になっています。憲法の標準テキスト、芦部信喜著「憲法」岩波書店 1993 年刊で憲法の基本の勉強を。弁護士で私の弟の森圭司(本名、林俊夫)著の憲法や刑法、民法、刑事訴訟法、民事訴訟法、商法のテキストや参考書は、極めてわかりやすくよくまとまっています。法学部の学生や法科大学院生、司法試験受験生はじめ、市民としての憲法や基本六法の勉強に最適です。憲法をはじめとするすべての法律は国民すべてのものですので、是非、御一読を。

— 2016 年 7 月 4 日(月)記 —